

相続・遺言相談

- (割引内容) 遺言執行報酬、遺産整理報酬を下記報酬より10%割引
※会員様が遺言執行引受承諾業務、遺産整理業務を利用される場合
- 相続手続、遺言書の作成、資産承継対策など、相続・遺言に関するお悩みにみずほ信託銀行の専門のスタッフが応えます。ご相談は無料です。
- ご相談の際に「地域社会ライフプラン協会」の紹介である旨、お申し出いただき、共済組合員証をご呈示ください。
- 遺言執行引受承諾業務と遺産整理業務は所定の報酬を申し受けます。詳細につきましては、窓口または店頭のパフレット・当行ホームページ (<http://www.mizuho-tb.co.jp>) でご確認ください。



遺言執行引受承諾業務

- 遺言書作成のご相談から、遺言書の保管、遺言の執行まで、財産に関する相続をトータルにお手伝いいたします。

詳細はこちらをご覧ください

http://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/yuigon_hikiuke.html

遺産整理業務

- 面倒で複雑な相続手続を、忙しい相続人に代わって行います。詳細はこちらをご覧ください

http://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/isan_seiri.html

報酬例：2013年1月4日現在（消費税込み）

■遺言執行引受承諾業務報酬

1. 遺言書保管時（手数料）
基本手数料 315,000 円
遺言書管理料 6,300 円 / 年
2. 遺言執行時（遺言執行報酬額）
相続財産の価額の0.315%～1.785%
最低報酬額 1,050,000 円

* 相続財産の価額などにより適用料率は異なります。(例) 1億円の場合 1,785,000 円 (1.785%を適用)

■遺産整理業務報酬

相続財産の価額の0.315%～1.470%（最低報酬額 1,050,000 円）

* 相続財産の価額などにより適用料率は異なります。(例) 1億円の場合 1,470,000 円 (1.470%を適用)

* 当行本支店から遠隔地にお住まいの場合や、円滑な業務の遂行に困難が予想される場合など、ご要望に添えない場合があります。

みずほ信託銀行 ご相談予約ダイヤル



0120-087-555

平日 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます）

お問い合わせにつきましては、一旦お預かりし、後日、営業店よりご連絡させていただきます